

豊川市民生委員児童委員協議会連絡会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、豊川市民生委員児童委員協議会連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

2 連絡会の事務所は、豊川市役所福祉部地域福祉課内に置く。

(目的及び事業)

第2条 連絡会は、豊川市の地区民生委員協議会（以下「法定民協」という。）の相互連携及び活動の充実を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 法定民協の連絡調整
- (2) 関係機関、団体等との連絡提携
- (3) その他連絡会の目的達成に必要な事業

(構成)

第3条 連絡会は、法定民協の会長をもって構成する。

(役員及び任期)

第4条 連絡会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名

2 役員任期は、3年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任することができる。

(役員選任)

第5条 役員は、豊川市民生委員児童委員協議会規約第5条第1項で定める役員のうち、会長、副会長及び会計をもってそれぞれの役員に充てるものとする。

(役員職務)

第6条 会長は、連絡会を代表し、会議を招集し、その会務をとりまとめる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めたところにより会長の職務を代理する。

3 会計は、連絡会の入出金管理、予算・決算案の作成、会計報告を行う。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じ会長が召集する。

2 会議において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 年度事業計画に関する事項
- (2) 年度予算及び決算に関する事項
- (3) その他会長が付議した事項

3 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度及び経費)

第8条 連絡会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 連絡会の経費は、負担金、補助金をもって充てる。

(事務局の設置)

第9条 連絡会に事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。

附 則

この規約は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月18日から施行し、改正後の第1条第2項の規定は令和5年4月1日から適用する。